

## <サービス利用料金(1ヶ月あたり)>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護予防給付額を除いた金額(自己負担)をお支払下さい。  
(サービスの利用料金は、利用者の要支援度に応じて異なります。)



### (共通的服务)

	要支援 1	要支援 2
①利用者の要支援度とサービス利用料金	22,260円	43,530円
②うち、介護予防給付費から給付される金額	20,034円	39,177円
③サービス利用に係る自己負担額(①-②)	2,226円	4,353円

### (選択的服务)

以下のサービスを利用される場合には、上記に料金が加算されます。

	運動器機能向上訓練
①選択的服务の種類とサービス利用料金	2,250円
②うち、介護予防給付費から給付される金額	2,025円
③サービス利用に係る自己負担額(①-②)	225円



共通的服务及び選択的服务の利用料金は、月額制(月ごとの定額制)となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、下記に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ・月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- ・月途中に要支援から要介護となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合



なお、月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

介護予防給付費体系に変更があった場合、変更された金額に合わせて、利用者の負担額を変更します。